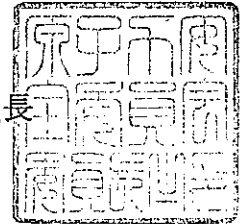




20 安委第 24 号
平成 20 年 4 月 14 日

経済産業大臣 殿

原子力安全委員会委員長



電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置について（答申）

平成 17 年 6 月 16 日付け平成 16・03・18 原第 13 号をもって諮問（平成 18 年 2 月 20 日付け、平成 19 年 4 月 27 日付け及び平成 20 年 3 月 21 日付け平成 16・03・18 原第 13 号をもって一部補正及び一部修正）のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 24 条第 1 項第 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第 4 号に規定する許可の基準の適用について、別紙のとおりであり、妥当と認めます。